

## 認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表（公立大学改革支援・評価研究センター）

認証基準		申請者の申請内容
基準	基準に係る細目	
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 (学教法第110条第2項第1号)	(1) 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。(細目省令第1条第1項第1号)	大学評価基準の「基準1 基盤評価：法令適合性の保証」において法令適合性の保証を支援する観点から評価することとしている(添付資料7 P1)。また、点検評価資料作成要項において関連法令等の適合状況そのものについて大学に自己点検・評価することを求めており、その適合状況を評価することとしている(添付資料8 P4)。
	(2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。(細目省令第1条第1項第2号)	大学評価基準は、以下の3つの基準から構成される。 ・基準1 基盤評価：法令適合性の保証 ・基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 ・基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 基準3において、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展を支援する観点から評価することとしている。(添付資料7)
	(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。(細目省令第1条第1項第3号)	実施大綱の「1.1 評価システムの改善」において、大学評価基準や評価方法など評価に係る重要事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ決定することとしている(添付資料6 P4)。 今回の評価基準の設定にあたっては公立大学協会WEBサイトに実施大綱(案)、大学評価基準(案)を掲載し、広く意見を求めた(添付書類11)。意見募集に対して寄せられた意見を踏まえ、公立大学改革支援・評価研究センターにおいて審議を行った。
	(4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての現地調査が含まれていること。(細目省令第1条第1項第4号)	実施大綱の「5 評価の実施方法」において、書面評価及び現地調査を通じて評価を行うことを定めている。書面評価においては、評価申請大学が作成した点検評価資料に基づき分析を行い、また現地調査においては、書面評価の内容を踏まえ大学の責

		<p>任者を含む自己点検・評価の関係者との面談を行い、大学の教職員と学生に加え、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加できる評価審査会を開催し意見交換を行うとしている。（添付資料6 P3）</p>
	<p>（5）認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 （細目省令第1条第1項第5号）</p>	<p>実施大綱の「7 再度の評価」において、評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学が、再度の評価を希望する場合は、センターは大学の求めに応じて評価を実施するとしている。（添付資料6 P4）</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター大学機関別認証評価に関する規程」第12条において定めている。（添付資料12 P4）</p> <p>第12条 評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された受審大学が、再度の評価を希望する場合、本センターは大学の求めに応じて評価を実施する。</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター再度の評価に関する規程」（添付書類12 P13）においても定めている。</p>
	<p>（6）大学評価基準に次の事項が定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。</li> <li>ロ 教員組織に関すること。</li> <li>ハ 教育課程に関すること。</li> <li>ニ 施設及び設備に関すること。</li> <li>ホ 事務組織に関すること。</li> <li>ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。</li> <li>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</li> <li>チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。</li> <li>リ 財務に関すること。</li> </ul>	<p>大学評価基準の「基準1 基盤評価：法令適合性の保証」においては以下の事項について行うものとしている。（添付資料7 P1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。</li> <li>ロ 教員組織に関すること。</li> <li>ハ 教育課程に関すること。</li> <li>ニ 施設及び設備に関すること。</li> <li>ホ 事務組織に関すること。</li> <li>ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。</li> <li>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</li> <li>チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。</li> <li>リ 財務に関すること。</li> <li>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。</li> </ul>

	<p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。 (細目省令第1条第2項第1号)</p>	
	<p>(7) 内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 (細目省令第1条第2項第2号)</p>	<p>実施大綱の「3 大学評価基準」において、基準1では「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」を、特に重点的評価することとしているとともに、基準2及び基準3においても内部質保証が有効に機能しているかを評価することとしている。(添付資料6 P1)</p>
	<p>(8) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 (細目省令第1条第2項第3号)</p>	<p>実施大綱の「5 評価の実施方法」において、受審大学が各基準に対する点検評価資料を作成するプロセスでは、点検評価資料の作成状況を確認するとともに、設置計画履行状況等調査の結果への対応状況を確認することとしている。(添付資料6 P3)</p>
	<p>(9) 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 (細目省令第1条第2項第4号)</p>	<p>実施大綱の「5 評価の実施方法」において、書面評価及び実地調査を通じて評価を行うことを定めている。実地調査においては、書面評価の内容を踏まえ大学の責任者を含む自己点検・評価の関係者との面談を行い、大学の教職員と学生に加え、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加できる評価審査会を開催し意見交換を行うこととしている。(添付資料6 P3)</p>
<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。(学教法第110条第2項第2号)</p>	<p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学院の評価)にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。(細目省令第2条第1号)</p> <p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。(細目</p>	<p>実施大綱の「4 評価の実施体制」において、評価実施チームを構成する評価委員は、本評価を受審する大学の教育研究の基本となる組織やその内容に応じて、各教育研究分野の専門家及び大学評価の有識者から選定することとしている(添付資料6 P2)。</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター評価委員規程」(添付書類12 P8)においても定めている。</p> <p>第3条 評価委員は、教育研究分野の専門家及び大学評価の有識者の中から、評価委員会が選定し、代表理事が委嘱する。</p> <p>実施大綱の「4 評価の実施体制」において、受審大学の関係者は当該大学の評価実施チームに加わらないこととし、また受審大学の関係者が評価委員会の委員</p>

	<p>省令第2条第2号)</p> <p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。(細目省令第2条第3号)</p> <p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること、(改正細目省令第2条第4号)</p>	<p>である場合は、当該大学の議事の議決に加わらないとしている。(添付資料6 P2)</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター大学機関別認証評価に関する規程」第4条第7項で次のように規定し、委員は、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう配慮している。(添付資料12 P2)</p> <p>第4条</p> <p>7 評価委員会の委員及び評価委員は、以下の各号に掲げる当該大学の大学評価業務には従事できないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合</li> <li>二 当該大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合</li> <li>三 当該大学を設置する法人に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合</li> <li>四 当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合</li> <li>五 その他本センターで不適正と認める者</li> </ul> <p>実施大綱の「4 評価の実施体制」において、評価委員が、本評価の意義と特徴を理解し評価を効果的に実施できるように、評価委員に対して本評価の目的や方法等についての研修を行うとしている。(添付資料6 P2)</p> <p>実施大綱の「1.1 評価システムの改善」において、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて適宜評価システムの改善を図るとしている。(添付資料6 P4)</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター自己点検・評価に関する規程」にお</p>
--	--	--

	<p>(5) 法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。（細目省令第2条第5号）</p> <p>(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院の評価）の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。（細目省令第2条第6号）</p>	<p>いて、自己点検・評価について定めている。（添付資料12 P15）</p> <p>非該当。</p> <p>「公立大学改革支援・評価研究センター規則」において、次のように規定し、本認証評価に係る経理を認証評価以外の業務から区分・整理している。（添付資料1 P4）</p> <p>第28条 本センターの会計は、事業の種別に分けて管理し執行する。</p>
<p>3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。 (学教法第110条第2項第3号)</p>		<p>「公立大学改革支援・評価研究センター大学機関別認証評価に関する規程」第8条及び第9条において次のように規定し、大学に対して意見の申立ての機会を付与している。（添付資料12 P3）</p> <p>第8条 評価委員会は、前条の評価結果（原案）について審議し、その審議を踏まえて評価結果（案）を作成して、受審大学に通知する。</p> <p>第9条 受審大学は、評価結果（案）に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本センターに対し、意見申立てを行うことができる。</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター意見申立審査会規程」（添付書類12 P10）において、意見の申し立ての機会について定めている。</p>
<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。 (学教法第110条第2項第4号)</p>		<p>平成30年1月25日付で「公立大学改革支援・評価研究センター規則」が定められ、公立大学協会から独立した。（添付書類1 P5）</p> <p>当面の運営について、設立後4年間に渡り、運転資金として公立大学協会から必要</p>

	<p>に応じ6,000万円の支援を受ける予定であるとなっている。また、本センターは、年会費（20万円×40校）を中心に安定した収入が見込まれ、評価事業を行う上で、十分な経理的な基礎が見込まれる。（添付書類3 P1）</p>
<p>5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。（学教法第110条第2項第5号）</p>	<p>非該当。</p>
<p>6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 （学教法第110条第2項第6号）</p>	<p>（1）学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項（①名称及び事務所の所在地、②役員の氏名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額）を公表することとしていること。（細目省令第3条第1項第1号）</p> <p>（2）大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。（細目省令第3条第1項第2号）</p> <p>（3）大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。（細目省令第3条第1項第3号）</p>
<p>実施大綱の「8 情報公開」において、組織の基本情報、大学評価基準及び評価方法、評価の実施体制などの認証評価に関する重要な情報を、センターのウェブサイトに掲載し公表するとしている。（添付資料6 P4）</p> <p>実施大綱の「9 評価の申請とスケジュール」において、大学から申請が行われた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該大学の評価を実施するとしている。（添付資料6 P4）</p> <p>本センター及びその前身となる公立大学協会「公立大学改革支援・評価研究センター」において、大学を対象とする外部評価として、大学評価ワークショップを6大学で実施している。また、平成26年度には文部科学省先導的の大学改革推進委託事業「公立大学法人評価に関する調査研究」を実施し、公立大学法人評価における認証評価の踏まえられ方を含め、公立大学の評価に関する調査研究を実施している。本センターの認証評価は、これらの経験に基づいて設計されており、認証評価を公正かつ的確に実施することが見込まれる。</p> <p>また、公立大学関係者以外にも、民間や国立・私立大学関係者を参画させる予定である。（添付書類10）</p>	

<p>7. 認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>(学教法第110条第4項)</p>	<p>評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条)</p>	<p>実施大綱の「6 評価結果」において、評価結果は、受審大学に通知すると同時に、センターのウェブサイトに掲載し、広く社会に公表するとしている。(添付資料 6 P4)</p> <p>また、「公立大学改革支援・評価研究センター大学機関別認証評価に関する規程」第11条においても、大学への通知、文部科学大臣への報告を行うことについて定めている。(添付資料 12 P4)</p> <p>第11条 本センターは、評価委員会が決定した受審大学の評価結果を、決定後すみやかに受審大学に送付する。</p> <p>2 本センターは、評価結果を、文部科学大臣へ報告する。</p> <p>3 本センターは、評価結果を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。</p>
--	--	---